

## 設置の趣旨等を記載した書類

### 【目次】

- ① 設置の趣旨及び必要性 ..... P. 1
- ② 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か ..... P. 6
- ③ 研究科、専攻等の名称及び学位の名称 ..... P. 6
- ④ 教育課程の編成の考え方及び特色 ..... P. 7
- ⑤ 教員組織の編成の考え方及び特色 ..... P. 12
- ⑥ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件 ..... P. 13
- ⑦ 施設・設備等の整備計画 ..... P. 27
- ⑧ 既設の学部との関係 ..... P. 29
- ⑨ 入学者選抜の概要 ..... P. 30
- ⑩ 管理運営 ..... P. 32
- ⑪ 自己点検・評価 ..... P. 34
- ⑫ 情報の公表 ..... P. 37
- ⑬ 教育内容等の改善のための組織的な研修等 ..... P. 42



## ① 設置の趣旨及び必要性

### 1. 摂南大学の沿革

摂南大学の設置母体である学校法人常翔学園は、大正 11 年に関西工学専修学校として開校した。「世のため、人のため、地域のために『理論に裏付けられた実践的技術をもち、現場で活躍できる専門職業人の育成』を行いたい」という建学の精神のもと、時代と社会・地域の要請に応え、世の中に貢献できる人材を育成してきた。

この発展の歴史の中で、昭和 50 年に摂南大学は工学部 5 学科で開設し、時代と社会・地域の要請に応えるべく、順次、国際言語文化学部（現外国語学部）、経営情報学部（現経営学部）、薬学部、法学部を設置してきた。近年では、平成 22 年 4 月に経済学部を設置するとともに、工学部に生命科学科、住環境デザイン学科、都市環境工学科を設置し、工学部から理工学部に変更を行った。さらに平成 24 年 4 月には、前述の本学園の建学の精神と併せ、本学の教育理念である『人間力、実践力、統合力』を兼ね備え、自らが課題を発見し解決できる知的専門職業人の育成に則り、「生命の尊厳と人権の尊重を基盤とした倫理観、心豊かな人間性と科学的根拠に裏付けられた確かな看護実践能力を養い、地域社会における保健・医療・福祉の向上と看護学の発展のために貢献できる看護職者を育成する」ことを使命とし、看護学部を開設した。これにより、現在は 7 学部 13 学科を設置する総合大学となっている。

また、本学大学院は薬学研究科（博士課程）、理工学研究科（博士課程）、経営情報学研究科（博士後期課程）、法学研究科（修士課程）、国際言語文化研究科（修士課程）、経済経営学研究科（修士課程）の 6 研究科 10 専攻体制となっており、学術の理論及び応用を教授・研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とし、その実現に向け教育研究を展開している。

そして、今般、社会や地域からの看護に対するニーズの高まり、及び看護学部卒業生や地域で働く看護師の進学・就学ニーズを勘案し、大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）を新たに設置する。

### 2. 教育研究上の理念・目的

今般設置する看護学研究科看護学専攻（修士課程）は、地域社会で生活する人々を支援する看護実践者および研究能力を基盤とした看護教育者を育成することを目的とする。

### 3. 設置する研究科の専攻の定員等

本専攻の定員及び学位等は次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	修業年限	入学定員	収容定員	学位
看護学研究科	看護学専攻	修士課程	2 年	6 人	12 人	修士（看護学）

※ 基礎となる学部：看護学部看護学科（入学定員 100 人）

## 4. 設置の必要性

### (1) 社会的背景

#### ア 専門化・高度化する看護の役割に対応する質の高い看護実践者養成の必要性

近年の科学の進歩と医療の改革に伴って、従来にも増して、看護は専門性の高い知識や技術をもって、人々の健康ニーズに対応した活動が求められている。なかでも、地域医療の推進、生活習慣病の予防や適切な自己管理への支援、認知症の対象者へのケアや予防のための支援、生涯にわたる女性の健康管理、子どもの虐待防止に向けた支援などが喫緊の課題となっている。

このような専門化・高度化する看護の役割に対応するために、看護職は実践の場で解決すべき課題を自ら見出し、科学的根拠に基づき的確に情報収集・判断したうえで、問題解決に導く力がさらに必要とされている。

#### イ 研究能力を基盤とした看護教育者養成の必要性

看護系大学の急速な増加に伴って、看護教育者の量的確保、質的担保は喫緊の課題となっている。一般社団法人日本看護系大学協議会の「教育体制充実のための看護系大学院における教育者の養成に関する調査研究報告書」(平成 25 年 3 月)によると、大学院修了後の進路として「看護系大学」が上位にあげられているにも関わらず、修了生の教育力不足や学士課程教育に焦点を当てた授業科目の未設置という課題が報告されている。加えて、各医療機関において、新人看護職の研修が努力義務化されており、卒後教育全般の充実が求められている。また、このような看護教育に携わる者は、看護学という学問を発展させるために自らが課題を発見し探究できる研究能力と、その指導力が必要である。連携協定を締結している同じ枚方市内の病院からの要請を受け、現任看護職を対象に教育力、研究力の向上を目指した研修会に本学教員を派遣している現状もあり、研究能力を基盤とした看護教育者の養成が必要となってきている。

### (2) 地域から見た必要性

#### ア 地域医療の特性を踏まえた看護実践者養成の必要性

摂南大学看護学部が位置する枚方市(以下、本市)は、大阪府の北東に位置し、大阪市のベッドタウンとして発展している。平成 25 年度の人口は 408,610 人、174,419 世帯となり、平成 26 年 4 月から中核市に移行している。

本市を含む寝屋川市、守口市、門真市、四條畷市、交野市、大東市から構成される北河内医療圏は人口 118 万人を擁し、大阪府全体の二次医療圏(医療法第 30 条の 4 第 2 項第 10 号に規定。主として病院及び診療所の病床の整備を図るための市町村域を超えた地域単位とした区分)の中で 3 番目に病院数が多く、その中でも本市には、北河内医療圏全病院数の 40%にあたる 25 病院が所在している(平成 24 年)。加えて本市は、医療機関のみならず、医療系大学(摂南大学看護学部・薬学部、関西医科大学、大阪歯科大学)が集積しており、北河内医療圏における保健医療の推進のための体制づくりを担っている。

本市の高齢化率は 23%であり(平成 25 年度)、20 年後には 30%を超えると推計され、

認知症予防や在宅医療の推進は課題である。さらに全国同様、本市における子ども虐待への対応や予防も喫緊の課題である。平成 20 年度の本市の新規虐待（疑い）件数は 97 世帯、156 人であったのに対し、平成 24 年度には 281 世帯、488 人とほぼ 3 倍に増加している。また本市の障害者数は、大阪府下の政令指定都市を除けば、東大阪市に次いで多い。このような、高齢者、乳幼児、障害者についての医療・看護の研究は地域医療の重要課題であると同時に、災害時の医療・看護に関する研究の対象としても着目していく必要がある。

加えて、本市における死因別死亡数は、1 位悪性新生物、2 位心疾患、3 位肺炎、4 位脳血管疾患と全国と同様の疾病構造を示しているが、その構成比をみると、悪性新生物は本市では 32.8%であり、全国の 28.7%と比べて高くなっている。また、心疾患の年齢調整死亡率も全国平均と比べ本市は男女とも高くなっている。本市民の健康づくりに関するアンケートにおいても、男性は若い世代から肥満があり、肥満者の割合は 20 歳代 23.3%、30 歳代 22.0%、40 歳代 26.6%といずれも 20%を超える割合であり、がん患者や心疾患患者に対する医療と、それに伴う看護の充実及び生活習慣病の予防に向けた積極的な調査、研究活動を推進していく必要がある。

このような状況の中、本市は「健康医療都市」宣言のもと、子どもから高齢者まで全ての市民が健康で安心して生き生きと暮らすことができる町づくりの実現に向け、市民の健康保持増進と地域医療の充実への取り組みを進めている。特に、北河内地区の最も高度な医療機能を備えた拠点である本市は、さらなる医療の充実とともに、地域の医療・介護への継ぎ目のない連携システムの構築と市民の健康増進、疾病予防に強い意欲を示している。医療・保健の役割を担う看護職は、高度な専門的知識と技術をもち、複雑化した医療問題に、病院・施設・地域といった多様な場で、その専門的役割を果たすことが求められる。

したがって本研究科では、多職種と連携して、チーム医療を推進するリーダーとなる看護職を養成する。

#### **a. 次世代の地域医療を担う質の高い看護実践者へのニーズ**

包括医療に向け情報共有化システムの構築を目指し、本市域内の 5 つの公的病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会、保健所、病院協会、市役所、本学を含む 3 つの医療系大学の 14 団体で、「健康医療都市枚方コンソーシアム」を結成している。そこで取り組む重点課題には、「高度先進医療提供のための連携事業」、「健康づくり・介護予防のための連携事業」、「母子の健康支援のための連携事業」などがあげられており、医療・保健を担うリーダーとして、質の高いケアを提供できる看護実践者の養成が求められている。

#### **b. 多職種間のチーム医療を推進する看護実践者へのニーズ**

高齢化が進む社会において、今後ますます在宅医療への移行が推進される。同時に、医療機関においては医療の高度化・専門化が著しい進行を示しており、医療依存度の高い対象が地域で療養生活を送ることが予想される。さらに、地域医療にお

けるサービスの多様化から対象への個別の対応が求められ、医療を受けながら地域で安心して生活するためには多職種との協働・連携の強化は不可欠である。このような中、厚生労働省は平成 22 年の「チーム医療の推進に関する検討会」で、看護職をチーム医療の「キーパーソン」とし、患者や医師、その他のスタッフとの連携を図る方針が出された。これは、看護教育の水準の高まりおよび看護職の能力向上を背景に、今後さらに、看護職がチーム医療の推進に貢献することを期待するものである。すなわち、看護職には基礎知識を更に発展させ、チーム医療におけるリーダー的役割を果たすことのできる実践力が求められている。

多職種間の連携システムの中で看護の専門性を発揮するためには、他職者に自らが行う看護実践を説明できること、最新で質の高いケアが提供できること、高潔な倫理観をもち対象者の代弁者になること、常に学究的であることが必要である。

本学看護学部は『薬に強い看護職の養成』を教育方針の一つとしており、学部教育において「薬物治療学」「病院薬学演習」などを専門基礎科目として配置し、将来の医療現場におけるチーム医療推進のための素地を養っている。本研究科においても、その特長を生かしつつ教育研究を行っていく。

#### イ 地域医療の特性を踏まえ研究能力を基盤とした看護教育者の養成の必要性

本学が立地している北河内地区において、現在のところ看護系の大学は本学と四条畷学園大学の 2 校のみであり、看護系大学院は存在しない。本市で勤務する看護師数は人口 10 万人あたり 635 人で全国平均より多く、その進学ニーズに対応した大学院設置が期待される。また地域医療やケアの質を高めていくためには、臨地における現任教育の充実が必須である。さらに、看護基礎教育を充実させ、看護実践力、研究力をもつ看護職を地域に輩出するためには、理論と実践を兼ね備えた教育力をもつ看護教育者養成へのニーズは高い。

これらの社会の要請に対応して、本学は、平成 24 年 4 月に設置した看護学部看護学科を基礎とした「看護学研究科看護学専攻（修士課程）」を設置する。枚方市はもとより、北河内地区、さらに大阪府においても、大学院レベルの看護職養成が喫緊の課題であり、本研究科が設置されれば、大阪の私立大学では 3 番目の研究科設置となる。

#### (3) 本研究科の特色

本研究科では地域で生活する人々を支援するために、高潔な倫理観や学究的視点を持ち、医療・看護における最新の知識をもとに多職種と協働しながら質の高いケアを提供できる実践能力と、次世代の看護職の養成や現任看護職の実践力向上に携わることのできる教育研究力の追究を目指す。特に、本研究科では、がんや心疾患で医療を必要とする患者及び地域で生活する難病患者とその家族への支援方法の開発、認知症や介護予防のための健康づくりの取り組み、子ども虐待防止に向けた子育て支援や発達障害の子どもと家族に対する支援方法の構築、生涯にわたる女性の健康保持増進のための支援など、実践につながるテーマに重点をおき研究を進める。

本学には、すでに薬学研究科、理工学研究科、経営情報学研究科、法学研究科、国際

言語文化研究科、経済経営学研究科を置いており、看護学の専門性に加え、看護の対象である人や健康、社会に関して、他研究科と知のネットワークを形成し、さらなる科学的根拠や客観的評価を加えることで看護学研究の深奥を究めていく。

## 5. 人材養成の目標

### (1) 地域社会で生活する人々を支援する看護実践者の養成

今後ますます少子高齢化が進む中、疾患や障害と共に生活している対象者へのケアに加え、予防的観点から高齢者の健康の保持増進や子育て支援の取り組みは非常に重要である。

本研究科では、地域や医療の場において、最新・最善のケアを多職種と協働・連携しながら提供し、医療機関から在宅への移行、医療を受けながら地域で生活を営む人々に対し、看護の専門性を発揮しながら地域の多職種で構成されるチーム医療の中でリーダーとしての役割を果たすための力を涵養する。また、対象者を支える家族への支援として、薬剤や医療経済、介護における人間工学的な知識を駆使し、教育的な関わりができる看護実践者を養成する。

さらに、個人や家族の健康保持増進のみでなく地域全体にも目を向け、積極的に地域の健康保持増進及び疾病予防に向け、市民のヘルスリテラシーの向上と災害時に備えた医療体制の整備等、地域の医療防災にも貢献できる看護実践者の養成を目指す。

### (2) 研究能力を基盤とした看護教育者の養成

看護教育に携わる者として、基盤となる教育理論を学び、教育課程や授業計画作成、教育方法、評価等の修得を通じて学士課程の教育者としての能力の獲得を目指す。特に、看護教育者としては教育方法論に加え、対人関係能力や関係調整能力、倫理的思考、他者の学習を支援できる力、学究的な力を偏りなく持ちあわせている必要がある。それらの統合的な力を育むための共通教育科目を充実させるとともに、各専門領域の研究能力を基盤としつつ研究成果を基礎教育に生かすことのできる教育者の養成を目指す。

さらに、日々進歩している医療への対応が必要とされる看護職にとって、生涯自己研鑽は必要である。臨床の場で卒後教育、継続教育を系統的・効果的に計画運営する創造力と教育力をもつ看護教育に携わる者の養成を目指す。

## ② 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か

修士課程の設置認可後には、さらに教育研究の深化を図り、看護分野の研究者、高度教育者の養成を行うべく、博士後期課程の設置に向けた検討を行う。

## ③ 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

### 1. 研究科、専攻及び学位の名称

本研究科は、看護学分野について教授・研究する研究科、専攻であることから、研究科名を「看護学研究科」、専攻名称を「看護学専攻」とし、学位名称を「修士（看護学）」とする。

### 2. 研究科、専攻及び学位の英文名称

研究科、専攻及び学位の英文名称は、各大学において広く用いられ、かつ国際通用性に鑑み、看護学（Nursing Science）を採用する。

研究科	Graduate School of Nursing Science [看護学研究科]
専攻	Division of Nursing Science [看護学専攻]
学位	Master of Nursing Science [修士（看護学）]



## ④ 教育課程の編成の考え方及び特色

### 1. 教育・研究の基本方針

本研究科が目指す人材である地域社会で生活する人々を支援する看護実践者及び研究能力を基盤とした看護教育者の養成を柱とした体系的な教育課程を基本方針とする。

また、専攻する看護学領域は、学部教育との体系性に鑑み、基礎となる看護学部における、基礎看護学・成人看護学・小児看護学・母性看護学・老年看護学・在宅看護学・精神看護学などの専門分野における教育と連動させた。さらに、地域特性からみた社会的ニーズとして、がん、心疾患をはじめとする生活習慣病などの医療とそれに伴う看護の充実、難病などの長期療養者、認知症患者の在宅医療の推進、加えて、女性のライフサイクルに伴う健康問題及び子どもの虐待への対応や予防などが明らかな課題である。これらの社会的ニーズに対応した、専門性の高い看護職を養成する必要性に基づき、「療養支援看護学領域」、「健康発達支援看護学領域」の2つの領域を設定し、それぞれの専門性を生かした教育を行う。以下の5点を教育目標とする。

#### 【教育目標】

- 1) 保健医療福祉の場で行われるチーム医療を実践する中で、看護の専門性に基づきリーダーシップを発揮できる力を涵養する。
- 2) 個人や家族の健康保持増進のみでなく、地域全体に目を向け、地域医療に貢献できる看護実践者の養成を目指す。
- 3) 看護学教育における理論や方法を学び、看護教育者としての能力を養成する。
- 4) 看護の専門領域において必要とする研究方法を修得し、学究的な力と倫理観を併せ持つ研究的能力を基盤とした実践者・教育者を養成する。
- 5) 日々進歩する医療・看護へ対応するため、生涯自己研鑽し続ける力を養成する。

### 2. 教育課程の編成の考え方

#### (1) 共通科目

本研究科では、各領域の専門性の高い教育内容とともに、それぞれの領域の学修を効率的、効果的、かつ専門性を深めるために、横断的に学修する科目を設けている。

これにより、看護職が基礎知識を更に発展させ、多職種間の連携システムの中で看護のチーム医療におけるリーダー的役割を果たすことのできる実践力を醸成する。

それぞれの領域で専門性を深め、確実に研究を進める方法論及び倫理的態度を身につけるために、「看護学研究」「臨床看護倫理」を配置している。「看護学研究」では看護実践の場において研究を進める上で必要な文献検索方法、研究デザインの選択、研究計画書の立案、量的・質的研究方法、統計学的解析方法、論文執筆の方法等を教授し、学生が研究を進めていく上での基礎を構築する。「臨床看護倫理」では、医療の場において看護職が抱える様々な倫理的課題に対応できる基礎的能力、及び研究を行う上での倫理的問題の捉え方とその対処方法を学修する。また、専門分野の看護活動において、対象の健康状態のモニタリングや臨床判断、あるいは症状管理、患者教育、及び、治療や薬剤に関する理解を深

める科目として「フィジカルアセスメント特論」「疾病・病態特論」「薬物治療学特論」を配置する。さらに人間工学の視点から援助者・介護者の動作を分析・評価するために「看護人間工学特論」を配置する。

対象を中心とした多職種とのチーム医療を推進し、そのなかで看護職の役割を発揮できる能力を培うために、「チーム医療演習」を配置する。また、地域で療養生活を送る人々が災害時に必要な医療が受けられるよう、あるいは、「防災」における医療者の役割を具体的に学ぶ「地域医療防災演習」を配置している。これらの演習科目には、臨地におけるフィールドワークあるいは実習を含める。特に「チーム医療演習」では、医療機関（星ヶ丘医療センター）の地域医療連携相談室や外来におけるフィールドワーク・実習を行い、多職種間の連携の実際を理解し、チーム医療のあり方を学修する。さらに、地域における医療は、効率的かつ効果的な看護サービスの提供を検討する必要がある、経済学的視点からも考察できる力を養うための科目として「医療経済特論」を配置する。

看護教育者の養成のために、「看護教育特論」「看護教育方法演習」「看護現任教育特論」を配置し、看護学教育に関する関係法規と教育制度など看護学教育の背景を理解するとともに、実際の教育活動に向けた教育理論を学修する。さらに講義や臨地実習指導、及び現任教育における具体的な計画立案、実施、評価方法について修得する。

なお、共通科目については、総合大学の特色を生かし、本学の大学院研究科で教育研究を行っている教員等により講義を行う。「看護学研究」における量的研究方法については、看護学部及び薬学研究科で疫学・統計学を担当する教員が統計的手法について教授し、「薬物治療学特論」は看護学部において薬理学を教授している薬学研究科の教員が担当する。また、「医療経済特論」においては、経済経営学研究科の地域保健医療担当の教員、「地域医療防災演習」は、理工学研究科の医療防災を担当している教員、「看護人間工学特論」は、理工学研究科において看護用具の開発も手掛ける人間工学担当の教員が教授する。これらの科目の開講にあたっては、看護学の観点からの教授が不可避であり、シラバス作成及び授業実施時において、本研究科教員との入念な打ち合わせの上に授業を行う。

また、看護実践に即応した教育を施すため、「臨床看護倫理」及び「チーム医療演習」については、臨床の専門家を講師に求め、「チーム医療演習」では連携病院におけるフィールドワーク・実習を行う。

なお、臨地でのフィールドワーク・実習を科目に取り込むため、学生全員に「学生教育研究災害傷害保険」及び「学生教育研究賠償責任保険」に加入させ、保険費用の全額を本学が負担する。加えて「学生教育研究災害傷害保険」には「接触感染予防保険金支払特約」を付帯しており、万一の事態に対しても万全に備えている。

## (2) 専門科目

### ア 療養支援看護学領域

療養支援看護学領域は、「療養生活支援看護学」と「地域療養生活支援看護学」の2つの専門を柱とし、地域社会で療養生活を送る人とその家族、集団に対し、生活の場、健康レベルに応じた質の高い実践とそれを探究する能力の養成を目指すための科目を配置する。

「療養生活支援看護学」では、がんや心疾患など病いととも生活する人々とその家族の療養生活を見通し、急性期から慢性期あるいは終末期にかけて、その人らしく充実した生活を送るための支援に対する課題を探究し、知識・技術を開発する能力を養成する。

「地域療養生活支援看護学」では、地域で生活する個人、家族、近隣住民、グループなど地域全体を対象とした健康保持増進、あるいは地域で療養する慢性の病い、認知症などの生活上の困難がある対象とその家族のQOLの維持・向上のための支援方法を探究する能力を養成する。

我が国における医療や社会情勢など患者を取り巻くさまざまな状況の変動に対応し、真に対象中心の看護を提供することが求められる。したがって、学生は、医療機関のみならず、施設等、あらゆる実践の場におけるフィールドワークや実習を通して課題を見出す必要がある。そこで、本領域では、地域の保健医療福祉施設を含めた支援の専門性の向上、地域で療養する対象への継続的な連携・調整方法論に資する知識・技術を開発するための科目を配置する。そのための科目として「療養生活支援看護学特論」「地域療養生活支援看護学特論」「療養生活支援看護学演習」「地域療養生活支援看護学演習」「療養生活支援看護学援助特論」「地域療養生活支援看護学援助特論」を配置し、学生の専攻した分野に合わせて選択させる。

## イ 健康発達支援看護学領域

健康発達支援看護学領域は、「発達支援看護学」と「女性健康看護学」の2つの専門を柱とし、子どもと家族の発達を促し、女性の健康増進に向けて、質の高い実践とそれを探究する能力の養成を目指すための科目を配置する。

「発達支援看護学」では、子どもの健やかな成長発達に向け、子どもと家族に適切な支援を提供できる実践力とそれを探究する能力を養成する。特に、臨地におけるフィールドワーク・実習を通して、子ども虐待、発達障害、重症心身障害を抱える子どものケアや、養育困難を来している家族の支援に対する課題を探究する能力を養成する。

「女性健康看護学」は、周産期における女性・胎児及び新生児の健康ならびに、思春期、成熟期、更年期、老年期のライフサイクル各期の女性の健康や特性を理解し、EBM(Evidence-Based Medicine)及びEBN (Evidence-Based Nursing)に基づいた女性の健康に関する支援方法を探究する能力を養う。特に、周産期にある女性の健康課題への援助におけるスペシャリストとして、生命の尊厳を重んじ、質の高いケアを提供するための臨床実践能力を養成する。

本領域を専攻する学生には、子どもや家族、女性を取り巻くさまざまな状況の変動に対応し、生命を尊重し、ウェルネスの視点を重視した健康支援、ならびに、健康・発達促進、子育て支援に向けた質の高いケアを提供するために、医療機関のみならず、地域の場でのフィールドワークや実習を通して課題を見出し、ケアの方法論やシステム構築に資する、知識・技術を開発するための科目を配置する。

そのための科目として「発達支援看護学特論」「女性健康看護学特論」「発達支援看

「看護学演習」「女性健康看護学演習」「発達支援看護学援助特論」「女性健康看護学援助特論」を配置する。

## ウ 特別研究

学生自らが研究課題を見出し、その課題について研究計画の策定、実施、研究成果の解析とまとめ、学術論文の作成を行う。これにより、研究能力の全般を修得させるよう研究指導教員は指導を行う。

以上、専攻する研究領域の授業科目のうち、療養生活支援、地域療養生活支援、発達支援、女性健康のいずれかの看護学特論、看護学演習、看護学援助特論の各 2 単位、および共通科目の看護学研究 2 単位を含む 16 単位、特別研究 8 単位、合計 30 単位以上を修得すること。

なお、専攻する研究領域以外の授業科目（共通科目、特別研究を除く）を修得した場合、2 単位までを共通科目とみなし、修了に必要な単位数に含める。

## 3. 教育課程の編成の特色

### (1) 体系的な教育体制

本研究科は、「療養支援看護学領域」、「健康発達支援看護学領域」を教育・研究の柱として設定しており、近年、高度化、専門分化している看護学に関する教育・研究に体系的に対応できるように編成している。それぞれの領域では、各専門領域の知識を学修するとともに、研究課題に基づき研究を進め、最終的に研究論文を作成することを目的とする。

### (2) 総合大学としての特性を生かした幅広い教育・研究

本学は、既に薬学研究科、理工学研究科、経営情報学研究科、法学研究科、国際言語文化研究科、経済経営学研究科を有している。各研究科・専攻における教育資源を活用し、横断的な教育研究を行うことを推進している。

具体的には、学部レベルにおいても、理工学部と連携した看護用具の開発、多文化共生社会における看護実践のあり方、薬物治療における薬剤師との協働活動のあり方、看護実践における経営的視点の必要性、経済学の応用などである。既に看護学部においては、理工学部、薬学部、経済学部、外国語学部などとの共同研究を行っている実績を有する。その一つとして、内閣府の S I P（戦略的イノベーション創造プログラム）[レジリエントな防災・減災機能の強化]の採択があげられる。本学の理工学部・看護学部・薬学部が共同し、「被災者のヘルスリテラシー向上を目的とした地域の医療防災ネットワークの構築—避難所・病院・自治体・薬局をつなぐ新たな試み—」というテーマで平成 26 年度から 5 か年をかけて、医療と防災のネットワーク作りを実践することとしている。このような実績をもとに、本研究科においても、他研究科との連携を深めた教育・研究を実施していく。

### (3) 地域医療機関・保健機関と連携した教育研究

本市は、『医療コンソーシアムひらかた』を医療行政の中心に据えている。この地域において、保健・医療・福祉・教育の分野での連携を図って教育研究を推進する。既に、虐待予防及び虐待を受けた子どもや家族への看護に関しては、市立ひらかた病院との共同研究・研修会などを行っている。難病患者の在宅療養への支援においても保健行政との連携を開始した。このように、行政や各機関と連携し、多様化した社会のニーズに対応した教育研究を行うことを狙いとしている。さらに、本研究科においては、これらの連携事業を学生の希望する研究テーマの1つとする。

### (4) 創造性豊かで、発展的・継続的な研究を行える研究者の養成に向けた基盤的教育

本研究科では、各学生が独自の研究テーマをもち、そのテーマについて、文献レビュー、研究計画策定、研究の実施、研究成果のまとめと分析、研究論文の作成を行う。さらに、得られた成果についてプレゼンテーションを行う。学生は、このような研究活動の一連の過程を実践することによって、論理的思考の醸成、倫理的課題とその対処、看護実践の場での活用などを学修し、継続的かつ発展的に研究を進めていく基礎を養う。

## ⑤ 教員組織の編成の考え方及び特色

### 1. 教員配置の考え方及び計画

地域社会で生活する人々を支援する看護実践者及び研究能力を基盤とした看護教育者を養成するため、本研究科では、基礎看護学・成人看護学・小児看護学・母性看護学・老年看護学・在宅看護学・精神看護学などの専門分野における学部教育と連動し、「療養支援看護学領域」、「健康発達支援看護学領域」の2つの領域を設定している。

領域別の構成は、「療養支援看護学領域」に8人、「健康発達支援看護学領域」に7人を配置するとともに、「共通科目」を担当する3人を加え、各領域間でバランスをとった配置としている。

また、学生が高度な知識と技術を身につけられるよう、十分な教育・研究指導体制を整備しており、それぞれの授業科目を担当するのに十分な研究業績と実務経験を有している。

### 2. 専任教員の年齢構成

本研究科開設時の専任教員の年齢構成は、18人のうち「30歳以上40歳未満」が2人、「40歳以上50歳未満」が6人、「50歳以上60歳未満」が6人、「60歳以上65歳未満」が2人、「65歳以上70歳未満」が2人と年齢別の階層もバランスがとれており、次世代の教員グループを時系列的に養成する観点からも有用であると考えられる。

本学の定年は満64歳であり、「学校法人常翔学園就業規則」により規定されているが、「任用規定」、「特任教員規定」により満70歳に達する年の年度末まで、また、学部や大学院の新增設等の事情により、特に理事長が必要と認めた場合には、満70歳を超えての任用も可能となっている。本専攻の教員組織も、これらの規定を踏まえた編成としている。

【別紙資料1】「学校法人常翔学園就業規則」参照

【別紙資料2】「任用規定」参照

【別紙資料3】「特任教員規定」参照

## ⑥ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

修業年限以上在学し、本研究科の開設科目を履修し修了要件となる単位数を修得する。本研究科の教育研究上の基本理念や目的に沿った指導のもと修士論文の作成に取り組み、学位論文審査に合格し、以下の要件を満たす者に修士の学位を授与する。

### 1. ディプロマポリシー

- 1) 看護学の専門領域における課題を、倫理観をもって、科学的・理論的思考に基づいて解決する科学的探究能力を身につける。
- 2) 看護学に関わる幅広い専門知識を身に付け、広く看護学の発展に寄与できるよう自己研鑽を積むことができる。
- 3) 地域医療やチーム医療を理解し、看護職としてチーム医療のリーダーとなることができる。
- 4) 変化する社会において保健医療福祉の健康問題を捉え、地域医療に貢献できる。

### 2. 教育方法

学生は、選択した領域に応じて、「共通科目」「療養支援看護学領域」「健康発達支援看護学領域」における必修科目、選択必修科目及び選択科目を履修する。

#### (1) オムニバス方式、共同方式による指導

本研究科は、高度な看護学の学術理論や応用、及び最新の知識・動向、看護実践を深められるよう教授することで、質の高い看護実践者及び看護教育者を養成する。そのため各専門科目である「看護学特論」「看護学援助特論」は専門性を重視した教員を配置し、オムニバス形式による授業を実施する。

また、研究における疑問を明確にしていく過程において、幅広い視点から検討・考察を深め、研究計画につなげていけるよう各領域に配置している「看護学演習」は専攻の担当教員が共同で指導する。

#### (2) フィールドワーク・実習を取り入れた指導

本研究科では、すでに実践の中で研究疑問をもち履修を希望する現任看護職及び学部卒業後にストレートで進学する学生の受け入れを想定している。そのため、専門科目である、それぞれの「看護学演習」、「チーム医療演習」、「地域医療防災演習」においては、以下の表のとおり、臨地でのフィールドワークあるいは実習を取り入れた指導を計画している。

また、具体的な計画は添付のシラバス、授業時間割表（案）に示すとおりである。

**【別紙資料4】「看護学研究科授業時間割表（案）」参照**

## ア フィールドワークとは

科目の目標に沿って学生が活動目的、方法、内容、場所、期間等を計画し、研究指導教員と相談の上、枚方市保健所など『健康医療都市ひらかたコンソーシアム』に参加している機関あるいは教育研究にかかる連携協定を締結している4病院等を中心とした臨地において患者・家族やスタッフ、現場を対象とした情報収集や参与観察・実践活動を行うこと。

## イ 実習とは

科目の目標に沿って研究指導教員と学生が協議の上、臨地での活動方法、内容を計画し、研究指導教員の指導の下、連携している星ヶ丘医療センターにおいて、看護に関する実践活動を行うこと。

### 〔各演習科目におけるフィールドワーク・実習方法等について〕

科目名	目的	方法・内容
療養生活支援看護学演習 地域療養生活支援看護学演習 発達支援看護学演習 女性健康看護学演習	<p>&lt;現任看護職の場合&gt; これまでの実践を活かしつつ、保健・医療・福祉施設における看護の実践を通し、疑問を研究課題として明確化する。</p> <p>&lt;ストレート進学者の場合&gt; 看護学において意義のある研究疑問を見出し、研究課題として明確化する。</p>	<p>研究指導教員と学生が協議の上で、活動計画を立案し、前述の機関や病院等を中心とした施設において、周囲との調整を行い実践する。その中で研究課題を探究する。</p> <p>平日、1日4コマ程度を各授業科目のシラバスの計画に沿って実施する。</p> <p>研究指導教員と学生が協議の上で、活動計画を立案し、星ヶ丘医療センターで各専門領域に関連する病棟および外来で指導の下、実践を行う。その中で研究疑問を焦点化していく。</p> <p>平日、1日4コマ程度を各授業科目のシラバスの計画に沿って実施する。</p>
チーム医療演習	それぞれの職種の専門性を理解し、患者を中心としたチーム連携の実際、他機関との調整等を体験することで、チーム医療の4要素(専門性志向、患者志向、職種構成志向、協働志向)からチーム医療のあり方を検討し、看護職としての役割とリーダーシップのあり方を考察する。	星ヶ丘医療センター地域連携相談室・外来等において、看護職指導者のもと3~4日間の活動を行う。具体的には、院内での多職種チーム活動とカンファレンスへの参加、院外施設との退院調整の実際を体験することにより理解を深める。
地域医療防災演習	地域での避難所運営訓練に参画することで、被災者の健康維持支援、メンタルケアの重要性を理解し、地域防災に寄与する医療従事者としての役割を学修する。	平日、1日4コマ程度、3~4日間を授業科目のシラバスの計画に沿って実施する。
		土・日曜日を利用して、地域での避難所運営訓練に参画する。



上記のような連携機関での学生の研究活動については、既存の薬学研究科、薬学部で既に展開している実績がある。

【別紙資料5】「健康医療都市ひらかたコンソーシアムの協定書」参照

【別紙資料6】「星ヶ丘厚生年金病院（現 星ヶ丘医療センター）との協定書」参照

【別紙資料7】「枚方市民病院（現 市立ひらかた病院）との協定書」参照

【別紙資料8】「関西医科大学（関西医科大学系列病院）との協定書」参照

【別紙資料9】「枚方公済病院との協定書」参照

【別紙資料10】「星ヶ丘医療センターとの連携承諾書」参照

### （3）複数の教員による研究指導

学生が専門的かつ幅広い視野で研究活動を進めていけるよう、入学後すみやかに学生の研究指導教員及び副研究指導教員を決定する。複数の研究指導教員が、学期ごと及び学生の希望により単位取得状況と履修計画を確認し、助言・指導を行う。また、研究指導教員及び副研究指導教員は、お互いに密接に連携しあい、共同して、修士論文作成に向けた文献検討、研究計画策定、研究の実施、成果のまとめと検討などの過程において、適宜学生への助言・指導を行う。

学生は、選択した領域に応じて、「共通科目」「専門科目（療養支援看護学領域、健康発達支援看護学領域）」における必修科目、選択必修科目及び選択科目を履修する。「看護学研究」では、研究を進める過程と論文作成について学修し、各専門領域における「看護学演習」では、実践現場での情報収集や文献レビューを重ねて、独自の研究テーマを決定するための学修を行う。「特別研究」では、学生の研究テーマについて、研究計画の策定、研究の実施、研究成果のまとめと検討を行い、修士論文として完成させる過程を学修する。修士論文は審査委員の審査を経て、最終的には研究科委員会による最終審査を受ける。

## 2. 履修指導方法

### （1）履修指導体制及び履修モデル

研究指導教員及び副研究指導教員が助言、指導を行い、研究課題に対応した授業科目の選択、効果的な研究ができるように配慮する。また、学生の希望する進路、就学環境に対応した個別の履修計画を立てるようにきめ細やかな助言、指導を行う。例えば、療養支援看護学領域を専攻する学生が、腎移植後の女性の妊娠出産に関する研究を行う場合、当該領域の科目の他に選択科目として、女性健康看護学分野の科目を履修させるなど、研究内容によっては、他領域の科目の履修も視野にいれて指導する。

本研究科では、専門分野に関する研究能力や課題探究能力をもち、地域において質の高いケアを提供でき、チーム医療におけるリーダー的役割を果たすことのできる看護実践者の養成及び、将来、研究成果を活用した最新の教育を担い、かつ、看護学の学問としての発展に寄与できる看護教育者をめざす者の養成を目的にしている。すなわち、看護実践者を志向する場合の履修モデルの特徴としては、学生が、臨床における看護の経

験を科学的に考察し、視野を広めること、さらに看護職のリーダーとなる資質を養成するためにスタッフへの教育についても学修することを狙いに履修する授業科目のモデルを作成した。看護教育者を志向する場合については、学生が、チーム医療に関する臨床の看護実践を行い、多様な職種と看護職とのそれぞれの専門性について理解を深めること、教育に関する学修をする授業科目を履修し、教育者としての基礎を学ぶことを狙いにした履修モデルを作成した。ここでは、両者の履修モデルを示し、教員が学生の学修への支援を適確に行えるようにする。

## ア 療養支援看護学領域履修モデル

### a. 療養生活支援看護学を専攻し看護実践者を志向する場合

療養生活支援看護学領域を専攻し、将来看護実践者を志向する者は、病いとともに生活する人々とその家族が急性期から慢性期、終末期にかけて、充実した生活を送るための看護を探究する。これには、がん疾患や心疾患などのさまざまな生活習慣病で療養が必要となる対象や家族への看護を含む。さらに、研究能力や課題探求能力を高め、専門分野の看護実践の発展に寄与できる能力を培う。

学生は、エビデンスに基づいた効果的な看護実践と、その評価や判断に関する幅広い知識を修得し、看護実践の場での専門性の高い看護を実践する資質を養成することを目的に、以下の共通科目を選択する。1年次においては「フィジカルアセスメント特論」「疾病・病態特論」「薬物治療学特論」を履修し、看護学の実践において求められる高度な知識と技術を修得する。「チーム医療演習」では、社会から求められているチーム医療の在り方を探究するとともに、チームの中の看護職の役割に関する自己の考えを明確にする。加えて、地域医療における重要課題である「地域医療防災演習」において、実践的な防災に関する対応と看護職の役割を学ぶ。「医療経済特論」では、看護と医療経済との関わりを理論と実践を通して考察し、医療機関や施設などでの看護管理に活用する。特に、患者の安全と安楽を追究した動作分析、物理学的エビデンスの修得を狙いとして、看護行為における人間工学の活用、及び看護学研究における人間工学との関わり学ぶために「看護人間工学特論」を選択履修する。これらを通して高齢者や障害がある対象のQOL向上に役立てるための学際的知識を修得する。「臨床看護倫理」では、臨床における看護職として倫理的判断を求められる場合にどのように対応するか、あるいは看護研究における倫理的配慮を、理論やモデルを用いて実践的に学修し、指導者としての資質を養成する。

必修科目として「看護学研究」を履修し、研究を遂行する上での基礎的知識を学習し、実践や経験を通して得られた疑問をもとに、看護における研究を科学的に考察する。これを基盤とし、専門となる領域では、「療養生活支援看護学特論」「療養生活支援看護学演習」において、専門領域における看護学としての理論や概念を用いながら、関連文献の検討及び臨地におけるフィールドワーク・実習を通じた考察を行い、関心のある研究分野を取り巻く状況の把握と課題の明確化を行う。2年次の「療養生活支援看護学援助特論」では、最新の看護の動向をそれぞれの専門領域から探究し、看護の専門的知識を修得するとともに、創造的な研究や看護実践のための見識を深める。

「特別研究」においては、研究計画の策定、実施、まとめ、研究論文作成を行い、看護学研究の学修を行う。

#### **b. 療養生活支援看護学を専攻し看護教育者を志向する場合**

療養生活支援看護学を専攻し、将来看護学の教育者を志向する者は、病いととも生活する人々とその家族が急性期から慢性期、終末期にかけて、充実した生活を送るための看護を探究する。これには、がん疾患や心疾患などのさまざまな生活習慣病で療養が必要となる対象や家族への看護を含む。さらに、看護学教育における基礎的な理論や実践を通して、教育に関する知識と方法を学び、将来への基盤とする。

学生は、1年次では、共通科目として以下の科目を選択する。「フィジカルアセスメント特論」「疾病・病態特論」「薬物治療学特論」において、医療や看護実践の最新のエビデンスを学び、看護学教育を考察するうえでの活用を図る。「チーム医療演習」では、社会から求められているチーム医療の在り方を探究するとともに、チームの中の看護職の役割に関する自己の考えを明確にする。さらに、「看護教育特論」「看護教育方法演習」「看護現任教育特論」において、教育学、看護学教育の理論や概念、教育方法、教育課程の構造、臨地実習指導の方法等の学習を通して、教育者としての基盤を養成する。

必修科目として「看護学研究」を履修し、研究を遂行する上での基礎的知識を学習し、実践や経験を通して得られた疑問をもとに、看護における研究を科学的に考察する。これを基盤とし、専門となる領域では、「療養生活支援看護学特論」「療養生活支援看護学演習」において、専門領域における看護学としての理論や概念を用いながら、関連文献の検討及び臨地におけるフィールドワーク・実習を通じた考察を行い、関心のある研究分野を取り巻く状況の把握と課題の明確化を行う。2年次の「療養生活支援看護学援助特論」では、最新の看護の動向をそれぞれの専門領域から探究し、看護の専門的知識を修得するとともに、創造的な研究や看護実践のための見識を深める。「特別研究」においては、研究計画の策定、実施、まとめ、研究論文作成を行い、看護学研究の学修を行う。

#### **c. 地域療養生活支援看護学を専攻し看護実践者を志向する場合**

地域療養生活支援看護学領域を専攻し、将来看護学の実践者を志向する者は、地域で生活するあらゆる健康レベルにある個人や集団の健康の維持増進や疾病予防に資する看護を探究する。これには、難病や生活習慣病、認知症などで長期にわたり地域で療養が必要となる対象や家族のもつ多様で複雑な課題への看護を含む。さらに、研究能力や課題探究能力を高め、専門分野の看護実践の発展に寄与できる能力を培う。

学生は、地域医療推進に向けた幅広い知識の習得をし、さらにエビデンスに基づいた看護実践、及びその評価方法の修得を目的として、以下の共通科目を選択する。

1年次においては「フィジカルアセスメント特論」「疾病・病態特論」「薬物治療学特論」などを履修し、看護学の実践において求められる高度な知識と技術を修得する。加えて、地域医療における重要課題である「地域医療防災演習」において、実践的に

防災に関する対応と看護職の役割を学ぶ。「医療経済特論」では、看護と医療経済との関わりを理論と実践を通して考察し、医療機関や施設などでの看護管理に活用する。特に「チーム医療演習」においては、看護職として地域医療を推進し、チームの中で中核的役割を果たすことを期待して、チーム医療の理論と実践を学び、様々な場面における多職種間の連携・協働のあり方を考察する。加えて、地域医療の推進においては、他職種との連携は欠かせない要素である。学生は、看護職の現任教育に関する見識を修得し、看護職としての専門性を発揮する資質を養成することは重要な学修である。そのため、臨床の場における看護職のキャリア養成に関して理解を深め、実践に活かす知識を得るため「看護現任教育特論」を履修する。そして「臨床看護倫理」において、看護実践を行う上で抱える様々な倫理的課題への対応、及び看護研究を行う上で倫理的課題への対処方法について修得する。

必修科目として「看護学研究」を履修し、研究を遂行する上での基礎的知識を学習し、実践や経験をとおして得られた疑問をもとに、看護における研究を科学的に考察する。これを基盤とし、専門となる領域では、「地域療養生活支援看護学特論」「地域療養生活支援看護学演習」において、専門領域における看護学としての理論や概念を用いながら、関連文献の検討及び臨地におけるフィールドワーク・実習を通じた考察を行い、関心のある研究分野を取り巻く状況の把握と課題の明確化を行う。2年次の「地域療養生活支援看護学援助特論」では、最新の看護の動向をそれぞれの専門領域から探究し、看護の専門的知識を修得するとともに、創造的な研究や看護実践のための見識を深める。「特別研究」においては、研究計画の策定、実施、まとめ、研究論文作成を行い、看護学研究の学修を行う。

#### d. 地域療養生活支援看護学を専攻し看護教育者を志向する場合

地域療養生活支援看護学領域を専攻し、将来看護学の教育者を志向する者は、地域で生活するあらゆる健康レベルにある個人や集団の健康維持増進や疾病予防に資する看護を探究する。これには、難病や生活習慣病、認知症などで長期にわたり地域で療養が必要となる対象や家族のもつ多様で複雑な課題への看護を含む。さらに、看護学教育における基礎的な理論や実践を通して、教育に関する知識と方法を学び、将来への基盤とする。

学生は1年次では、共通科目として以下の科目を選択する。「フィジカルアセスメント特論」「疾病・病態特論」において、看護実践の最新のエビデンスを学び、看護学教育を考察するうえでの活用を図る。「チーム医療演習」では、社会から求められているチーム医療の在り方を探究するとともに、チームの中の看護職の役割に関する自己の考えを明確にする。「臨床看護倫理」において倫理学の基礎と看護職としての倫理、及び看護研究における倫理的配慮について学び、看護教育者としての素養を養う。加えて、地域医療における重要課題である「地域医療防災演習」において、実践的に防災に関する対応と看護職の役割を学ぶ。さらに、「看護教育特論」「看護教育方法演習」「看護現任教育特論」において、教育学、看護学教育の理論や概念、教育方法、教育課程の構造、臨地実習指導の方法等の学修を通して、教育者としての基盤を

養成する。

必修科目として「看護学研究」を履修し、研究を遂行する上での基礎的知識を学修し、実践や経験を通して得られた疑問をもとに、看護における研究を科学的に考察する。これを基盤とし、専門となる領域では、「地域療養生活支援看護学特論」「地域療養生活支援看護学演習」において、専門領域における看護学としての理論や概念を用いながら、関連文献の検討及び臨地におけるフィールドワーク・実習を通じた考察を行い、関心のある研究分野を取り巻く状況の把握と課題の明確化を行う。2年次の「地域療養生活支援看護学援助特論」では、最新の看護の動向をそれぞれの専門領域から探究し、看護の専門的知識を修得するとともに、創造的な研究や看護実践のための見識を深める。「特別研究」においては、研究計画の策定、実施、まとめ、研究論文作成を行い、看護学研究の学修を行う。

## イ 健康発達支援看護学領域履修モデル

### a. 発達支援看護学を専攻し看護実践者を志向する場合

発達支援看護学領域を専攻し、将来看護実践者を志向する者は、疾病や障害と共に生活する子どもの発達促進や家族の養育支援に資する看護を探究する。これには、虐待、発達障害、重症心身障害などで発達にさまざまな影響を及ぼす子どもへの支援と多様で複雑な問題をもつ要支援家族への看護を含む。さらに、研究能力や課題探究能力を高め、専門分野の看護実践の発展に寄与できる能力を培う。

学生は、1年次に「フィジカルアセスメント特論」「疾病・病態特論」を履修し、疾患や障害を抱えつつも成長発達途上にある子どもを全人的に理解し、アセスメントする能力を高める。さらに、「薬物治療学特論」では、薬物治療学の概要を学ぶとともに、薬物が子どもに及ぼす影響と子どもに特有な薬物治療についても学修する。「チーム医療演習」では、子どもと家族を取り巻く多職種役割と社会から求められているチーム医療の在り方を探求するとともに、チーム内での看護職の役割に関する自己の考えを明確にする。「臨床看護倫理」では、子どものアドボケーターとして、臨地における倫理的感性を高め、理論やモデルを用いて看護職としての倫理的判断ができる資質、及び看護研究を行う上での倫理的課題への対処方法を学修する。さらに、在宅で長期療養中の子どもや障害を抱えて生活する子どもとその家族にとって、これから予測される災害への対応は重要な課題である。「地域医療防災演習」では、講義とフィールドワーク・実習を通して、地域で医療を必要としている子どもと家族に対する医療防災のあり方を学修し、これからの看護職の役割を考察する。疾病や障害とともに生活する子どもとその家族への看護においては、子どもの看護、家族に対する相談や指導的対応など、高い専門性が求められる。「看護教育特論」「看護現任教員特論」では、新人看護職や経験の浅い看護職に対する指導力・教育力を養う。

必修科目として「看護学研究」を履修し、研究を遂行する上での基礎的知識を学習し、実践や経験をとおして得られた疑問をもとに、看護における研究を科学的に考察する。これを基盤とし、専門となる領域では、「発達支援看護学特論」「発達支援看護学演習」において、専門領域における看護学としての理論や概念を用いながら、関連

文献の検討及びフィールドワーク・実習を通じた考察を行い、関心のある研究分野を取り巻く状況の把握と課題の明確化を行う。2年次の「発達支援看護学援助特論」では、子どもと家族への看護に関して既に学んだ理論や概念を基盤に、虐待、発達障害、重症心身障害の子どもと家族の支援に対する最新の看護の動向を探究し、看護の専門的知識を修得するとともに、創造的な研究や看護実践のための見識を深める。「特別研究」においては、研究計画の策定、実施、まとめ、研究論文作成を行い、看護学研究の学修を行う。

#### **b. 発達支援看護学を専攻し看護教育者を志向する場合**

発達支援看護学を専攻し、看護教育者を志向する者は、疾病や障害と共に生活する子どもの発達促進や家族の養育支援に資する看護を探究する。これには、虐待、発達障害、重症心身障害などで発達にさまざまな影響を及ぼす子どもへの支援と多様で複雑な問題をもつ要支援家族への看護を含む。さらに、看護学教育における基礎的な理論や実践をとおして、教育に関する知識と方法を学び、将来への基盤とする。

1年次では、「疾病・病態特論」「薬物治療学特論」において、看護実践の最新のエビデンスを学び、看護学教育を考察するうえでの活用を図る。「地域医療防災演習」ではフィールドワークを通して、災害時における子どもと家族に対する看護職の役割と機能を学び、予防的観点から医療防災教育に活用する。「チーム医療演習」では、子どもと家族を取り巻く多職種の活動や連携について、フィールドワーク・実習を行い、社会から求められているチーム医療の在り方を探究するとともに、チームの中の看護職の役割に関する自己の考えを明確にする。「臨床看護倫理」において、看護学における倫理について理論やモデルを用いて実践的に学ぶとともに、看護研究における倫理的配慮も学修する。看護学教育における倫理教育を考察する。さらに、「看護教育特論」「看護教育方法演習」「看護現任教育特論」において、教育学、看護学教育の理論や概念、教育方法、教育課程の構造、臨地実習指導の方法等の学修を通して、教育者としての基盤を養成する。

必修科目として「看護学研究」を履修し、研究を遂行する上での基礎的知識を学習し、実践や経験をとおして得られた疑問をもとに、看護における研究を科学的に考察する。これを基盤とし、専門となる領域では、「発達支援看護学特論」「発達支援看護学演習」において、子どもの発達に関する理論、家族関係に関する理論や概念を用いながら、関連文献の検討及びフィールドワーク・実習を通じた考察を行い、関心のある研究分野を取り巻く状況の把握と課題の明確化を行う。2年次の「発達支援看護学援助特論」では、既に学んだ理論や概念を基盤に、虐待、発達障害、重症心身障害の子どもと家族の支援に対する最新の看護の動向を探究し、看護の専門的知識を習得するとともに、創造的な研究や看護実践のための見識を深める。「特別研究」においては、研究計画の策定、実施、まとめ、研究論文作成を行い、看護学研究の学修を行う。

#### **c. 女性健康看護学を専攻し看護実践者を志向する場合**

女性健康看護学を専攻し、看護実践者を志向する者は、ライフサイクル各期にある

女性の健康増進や周産期における女性・胎児及び新生児への助産ケアに資する看護を探究する。これには若年妊娠、生殖医療など女性の性と生殖の健康課題に対する看護を含む。さらに、研究能力や課題探求能力を高め、専門分野の看護実践の発展に寄与できる能力を培う。

「臨床看護倫理」では、女性の健康にかかわる様々な倫理的問題に関して、最新の見識をもとに学修するとともに、看護研究を行う上での倫理的課題への対処方法を学修する。「フィジカルアセスメント特論」「疾病・病態特論」「薬物治療学特論」などでは、臨床での経験知を科学的知識や技術で裏付けし、専門性をさらに高めることができる科目として、履修する。「医療経済特論」では、母性・助産の分野として、助産所の運営なども視野に入れた医療経済の知識を学ぶ。「地域医療防災演習」では、災害に対応する具体的活動について演習を通して実践的に学ぶ。「看護人間工学特論」では、妊娠や出産、育児を通して人間工学との共同研究の現状を学び、今後の研究活動への示唆を得る。この領域を専攻する看護実践者は、思春期における性教育や育児中の両親への指導などで、健康な女性に対して教育的関わりを持つ機会が多い。そのため、教育に関する理論を始めとして、教育方法について学修し、臨床に生かすため、「看護教育特論」を履修する。

必修科目として「看護学研究」を履修し、研究を遂行する上での基礎的知識を学習し、実践や経験を通して得られた疑問をもとに、看護における研究を科学的に考察する。これを基盤とし、専門となる領域では、「女性健康看護学特論」「女性健康看護学演習」において、専門領域における看護学としての理論や概念を用いながら、関連文献の検討及びフィールドワーク・実習を通じた考察を行い、関心のある研究分野を取り巻く状況の把握と課題の明確化を行う。2年次の「女性健康看護学援助特論」では、女性の健康に関する最新の看護の動向をそれぞれの専門領域から探究し、看護の専門的知識を修得するとともに、創造的な研究や看護実践のための見識を深める。「特別研究」においては、研究計画の策定、実施、まとめ、研究論文作成を行い、看護学研究の学修を行う。

#### d. 女性健康看護学を専攻し看護教育者を志向する場合

女性健康看護学を専攻し、将来看護学の教育者を志向する者は、ライフサイクル各期にある女性の健康増進や周産期における女性・胎児及び新生児への助産ケアに資する看護を探究する。これには若年妊娠、生殖医療など女性の性と生殖の健康課題に対する看護を含む。さらに、看護学教育における基礎的な理論や実践を通して、教育に関する知識と方法を学び、将来への基盤とする。

1年次には、共通科目として以下の科目を選択する。「フィジカルアセスメント特論」「薬物治療学特論」において、看護実践の最新のエビデンスを学び、看護学教育を考察するうえでの活用を図る。特に、ウイメンズヘルスを総合的に理解するために必要な専門的なフィジカルアセスメント及び薬物治療について深く学ぶ。また、「チーム医療演習」では、多職種活動や連携について、フィールドワーク・実習を行い、社会から求められているチーム医療の在り方を探求するとともに、チームの中の看護職の

役割に関する自己の考えを明確にする。

「看護人間工学特論」において、ウイメンズヘルスに関わる研究に活用される人間工学的な基礎知識を学ぶ。さらに、「看護教育特論」「看護教育方法演習」「看護現任教員教育特論」において、教育学、看護学教育の理論や概念、教育方法、教育課程の構造、臨地実習指導の方法等の学習を通して、教育者としての基盤を養成する。

必修科目として「看護学研究」を履修し、研究を遂行する上での基礎的知識を学習し、実践や経験をとおして得られた疑問をもとに、看護における研究を科学的に考察する。これを基盤とし、専門となる領域では、「女性健康看護学特論」「女性健康看護学演習」において、専門領域における看護学としての理論や概念を用いながら、関連文献の検討及びフィールドワーク・実習を通じた考察を行い、関心のある研究分野を取り巻く状況の把握と課題の明確化を行う。2年次の「女性健康看護学援助特論」では、女性の健康に関する最新の看護の動向をそれぞれの専門領域から探究し、看護の専門的知識を習得するとともに、創造的な研究や看護実践のための見識を深める。「特別研究」においては、研究計画の策定、実施、まとめ、研究論文作成を行い、看護学研究の学修を行う。

#### 【別紙資料11】「本人の志向に応じた履修モデル」参照

### (2) 長期履修制度

社会人学生等のうち、あらかじめ2年の修業年限内での修了が困難であると見込まれる学生に対して、修業年限を超えて一定の延長期間を加えた期間での計画的な教育課程の履修を認め、社会人学生等の積極的な受入れを図ることを目的として「長期履修学生制度」を導入する。

#### ア 修業年限

職業を有している等の事情により、修業年限を超えて計画的に教育課程を履修する旨を入学時に申し出たときは、その計画的履修を認め修業年限を3年とする。

#### イ 履修指導、研究指導の方法

研究指導教員は、入学時に当該学生に対して履修方法、研究指導方法等に関する相談指導を行い、履修期間の設定に係る助言を行う。また、研究指導教員は、学生が認められた履修期間内で修了できるよう、計画的な授業科目の修得、あるいは研究活動の適切な進行について指導・助言を行う。

### 3. 研究指導方法

共通科目である「看護学研究」で、研究を進める過程と論文作成について学修し、各専門領域における「看護学演習」では、臨地でのフィールドワーク・実習の中で情報収集や文献検討を重ねて、独自の研究テーマを決定するための学修を行う。「特別研究」では、学生の研究テーマについて、研究計画の策定、研究の実施、研究成果のまとめと検討を行い、最終的に修士論文として完成させる過程を学修する。

学生は研究指導教員及び副研究指導教員と連絡を密にとり、両教員の指導、助言のもと



にいくつかの研究疑問から絞り込みを行い、最終的な研究課題を決定し、研究計画を策定、研究を実施する。研究疑問の絞り込み、あるいは、研究計画を策定する段階では、文献検索や文献検討、文献整理が重要な学修となる。これらにおいては、領域別の小集団クラスで討議をもとに検討を重ねる。

研究計画の中間発表会においては、研究課題、研究方法、分析計画などの整合性、一貫性などについて指導、助言を受けて、研究計画書の修正をして、効率的な研究の遂行をめざす。

看護学研究の特性から、ヒトを対象とする研究については、ヘルシンキ宣言をはじめとする研究倫理をもとに、医療研究倫理審査委員会の審査をうけることを徹底して指導する。研究の計画及び実施に当たっては、研究対象者、研究者である学生の両者の安全に配慮した研究を遂行するように、学生に指導する。さらに、研究遂行中にあつては、適時、小集団クラスや個別指導の機会をもって、研究の進捗状況に応じた指導、助言を行う。

研究の分析では、客観性や妥当性を確保するために留意する。特に、看護学という領域の研究活動において多く用いられるインタビューや観察記録の帰納的な分析にあつては、複数の教員による指導、助言が得られるようにする。研究論文作成にあつても、複数の教員から指導を受けられることで、質の高い論文作成を目指す。

また、研究指導教員は、教育上有益と認めるときは、研究科委員会の議を経て、他の大学院または医療機関等において、研究指導の一部を受けさせることができる。

#### (1) 研究指導教員の決定（1年次4月）

- a. 学生は希望する特別研究の研究指導教員名を研究科委員会に提出する。
- b. 研究科委員会は、学生の希望に基づき特別研究の指導に適する研究指導教員1名と副研究指導教員1名を決定し、学生に通知する。

#### (2) 履修計画の指導（1年次4月）

研究指導教員は、学生の教育・研究に必要となる授業科目について、シラバスと履修モデルを参考にして、個別に学生の履修科目を指導する。

#### (3) 研究疑問の抽出（1年次4月～7月）

研究指導教員は、学生の希望する研究課題、研究指導教員の専門分野、教育・研究環境、学生の学修条件などを考慮して、学生の同意のもと、現時点における研究疑問を抽出し、研究科委員会に提出する。

#### (4) 研究計画を立案するための文献レビューの指導（1年次7月～9月）

- a. 学生は希望する研究疑問に対して、先行研究の整理をする。
- b. 研究指導教員は、学生が研究課題を明確にし、具体的な研究テーマを決定するにあつて、文献レビューの方法を個別あるいは小集団クラスで指導する。
- c. 学生は、文献検索、文献レビューした結果を、専攻領域における小集団で発表し、討議を行った結果を、研究課題を明確にするための参考とする。

**(5) 研究計画策定の指導（1年次10月～1月）**

- a. 研究指導教員及び副研究指導教員は、学生の研究計画策定の過程において、個別及び小集団クラスにおいて、研究方法、研究実施の可能性、学修予定期間内における修士論文作成の可能性などに鑑み、指導を行う。
- b. 研究指導教員は、学生が漠然と持つ研究疑問を、修士論文作成にいたるような研究課題に絞り込むため、指導、助言する。

**(6) 研究計画書の中間発表（1年次2月）**

- a. 学生は、作成した研究計画書をもとに、研究の構想を発表し、研究課題、仮説設定と研究方法、研究結果の分析方法などについて、助言、指導を受ける。
- b. 研究指導教員及び副研究指導教員は、中間発表における発表の仕方を指導し、かつ中間発表における指導、助言を参考にして、学生に研究計画書の修正を指導する。

**(7) 研究計画書の医療研究倫理審査委員会による審査（1年次3月）**

学生は、ヒトを対象とする研究においては、摂南大学医療研究倫理審査委員会の承認を受ける。

**(8) 研究の遂行・指導（1年次3月～2年次10月）**

- a. 学生は、摂南大学医療研究倫理審査委員会の承認を受けた後、研究を実施する。実施に当たっては、研究指導教員の指導、助言を受ける。適時、研究の進捗状況を小集団クラスで報告し、検討を重ねる。
- b. 研究方法によっては、データの分析過程において、研究指導教員をはじめ複数の教員による指導、助言を受ける。

**(9) 修士論文の作成・指導（2年次9月～12月）**

- a. 学生は、これまでの研究成果をもとに、研究指導教員、副研究指導教員の指導のもと研究論文を作成する。
- b. 研究指導教員は、修士論文の構成、文章作成、結果や考察、文献整理など論文のまとめ方を指導する。

**(10) 修士論文の審査願いの提出（2年次12月）**

- a. 学生は、研究指導教員、副研究指導教員の許可を得て、研究テーマを明記した修士論文審査願いを、12月の指定する期日までに研究科委員会に提出する。
- b. 研究指導教員、副研究指導教員は、修士論文作成の進捗状況を鑑みて、学生に助言、指導を行う。

**(11) 修士論文の提出（2年次1月）**

学生は1月の指定する期日までに修士論文を、研究科委員会に提出する。

**(12) 主査・副査の決定（2年次1月）**

- a. 研究科委員会は、学生の修士論文審査願の提出を受けて、学生の研究に関わる主査1名、副査2名を決定し、学生に通知する。
- b. 研究指導教員は、主査になれない。
- c. 副査の1名には、看護学研究科の他領域の研究指導教員を選ぶ。

**(13) 研究発表会（2年次2月）**

- a. 研究科委員会は、修士論文に関わる研究発表の場として、公開の研究発表会を開催する。
- b. 主査、副査は、研究発表会において発表内容に関する問題点などを指導、助言する。
- c. 研究発表会には、看護学研究科教員が参加し、発表内容について質問・助言し評価する。

**(14) 修士論文の審査と最終試験（2年次2月～3月）**

- a. 修士論文審査と最終試験は、論文発表後、主査・副査の合議で行う。
- b. 主査・副査は論文発表会における看護学研究科教員による評価を論文審査の参考にする。

**(15) 修士課程修了の合否判定（2年次2月）**

- a. 主査は、審査結果を研究科委員会に提出する。
- b. 研究科委員会は、主査・副査による論文審査及び最終試験結果報告、当該学生の単位取得状況により修士課程修了の合否を判定する。

**(16) 修士課程修了及び学位の授与（2年次3月）**

学長は研究科委員会の判定に基づき、学生の修士課程修了を確認し、修士（看護学）の学位を授与する。

**(17) 学位の授与（2年次3月）**

学位記を交付する。

**【別紙資料12】「入学から修了までの指導プロセス」参照**

**【別紙資料13】「長期履修学生のための入学から修了までの指導プロセス」参照**

#### 4. 学位論文審査体制

修士論文の審査は、上記のとおり研究科委員会において審議され決定された3名の主査、副査によって行い、審査結果を同委員会にて審議する。

さらに、修士論文審査の前に行う研究発表会において、看護学研究科教員による評価を依頼し、その審査結果を、主査及び副査による論文審査と最終試験の結果に反映する。このことによって、さらに修士論文審査の透明性、公平性、厳格性を担保する。

【別紙資料14】「摂南大学学位規定（案）」参照

#### 5. 修了要件及び審査要件

当該課程に2年以上在籍し、所定の授業科目について30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。

所定の授業科目は、必修科目10単位、選択必修科目6単位以上、選択科目14単位以上、合計30単位以上を修得し、かつ、修士論文を提出して最終試験を受けるものとする。

なお、専攻する研究領域以外の授業科目（共通科目、特別研究を除く）を修得した場合、2単位までを共通科目と見なし、修了に必要な単位数に含めることができる。

#### 6. 研究倫理審査体制

本学では、ヒトを対象とした医療研究について、医学研究の倫理に関するヘルシンキ宣言（修正事項を含む）の趣旨を尊重した倫理的配慮を図ることを目的として、「摂南大学医療研究に関する倫理規定」を設け、医療研究倫理審査委員会を設置のうえ、審査を行うこととしている。また、個人情報保護については、本規定の「第20条（個人情報の保護）」に定め、被験者等の個人の尊厳と人権を尊重するとともに、個人情報を適切に取り扱い、これを保護しなければならないと規定している。

本専攻においても、上記の規定に則って適正な手段・方法で研究を実施する。

【別紙資料15】「摂南大学医療研究に関する倫理規定」参照

## ⑦ 施設・設備等の整備計画

### 1. 専用施設の概要

本研究科の基礎となる看護学部の各研究室、実験室、実習室などは、枚方キャンパス7号館（3階建、延6,383.52 m<sup>2</sup>）にあり、本研究科もこの棟に研究室や実験・実習室を設ける計画である。本研究科の学生は、いずれかの研究室に所属しその施設を使用することとなるが、既存の施設・設備は所属研究室以外の学生でも自由に利用できる環境を整えている。また、図書館枚方分館は、延べ床面積1,547 m<sup>2</sup>、現在の蔵書数約8万冊、閲覧室及び普通図書・参考図書コーナーに閲覧座席数312席を設置しており、本研究科もこれを共有する計画である。

### 2. 施設の整備

本研究科で必要となる施設・設備として、実習室4室（「基礎看護学実習室」「成人看護学実習室」「母性・小児看護学実習室」「老年・精神・在宅看護学実習室」）、スモール・グループ・ディスカッションルーム15室、各教員の研究室等を完備し、本研究科と共用する。

また、この7号館3階に院生研究室（109.14 m<sup>2</sup>）1室を看護学部棟竣工時に設けており、本研究科の学生はこれら施設を使用して指導を受けることとなる。

【別紙資料16】「院生研究室の見取り図（例）」参照

### 3. 設備の整備

本研究科の基礎となる看護学部では、「基礎看護学実習室」「成人看護学実習室」「母性・小児看護学実習室」「老年・精神・在宅看護学実習室」には、「メディカルコンソール」「ICUベッド」「セントラルモニター」「多機能心電計」「除細動装置」「医用サーモグラフィ装置」「エルゴメータ」「ALSシミュレーター（高機能患者シミュレーター）」「胸部診察トレーニングシミュレーター（イチロー・ラング）」「心肺蘇生シミュレーター」「トレッドミル」「人工呼吸器」などを既に整備し、学部の教育・研究の利用に供している。これらの設備は、本研究科の学生の教育・研究においても十分に有用な設備である。

また、新たに看護技術を科学的に検証するために「視線計測装置」を導入するほか、什器・パソコンなど本研究科の学生専用の機器類も整備する。

【別紙資料17】「視線計測装置保管場所」参照

## 4. 図書館の整備状況及び他の大学図書館との協力体制

### (1) 図書館の整備状況

本大学の図書館は、寝屋川キャンパスの本館と、枚方キャンパスの分館で構成されている。各図書館は、ネットワークにより情報を共有し、学内外からの相互貸借の依頼・受付を可能としている。

本研究科が主に利用する枚方キャンパス分館は、枚方キャンパスの2号館（1・2階）に設置されており、2階は学術雑誌、普通図書・参考書コーナー、閲覧室、視聴覚コーナーなどが、1階は保存書庫があり、バックナンバーの図書資料が配架されている。

枚方分館の延床面積は1,547㎡、閲覧室及び普通図書・参考図書コーナーの閲覧座席数は312席である。蔵書数は約8万冊、学術雑誌は約800種に上り、これらは館内にある蔵書検索用端末で検索することができる。また、インターネットを通じて電子ジャーナルやデータベースの利用ができるようになっている。

関連する分野では本専攻の基礎となる看護学部で使用する専門領域の図書は約3千冊を超え、学術雑誌（カレント）についても国内誌38種（うち2種は電子ジャーナル）と、外国誌15種を整備しており、本研究科の研究に十分対応できる。

データベースは「理科年表プレミアム」、「ジャパンナレッジ」、「日経テレコン21」、「聞蔵Ⅱビジュアル」、「ブリタニカ・オンライン・ジャパン」などを導入しており、科学技術データ、事典・辞書、新聞記事などをネットから検索可能な環境を整えている。

また、リンクリゾルバにより、文献情報へのナビゲートも提供している。

なお、図書館の開館時間は9時から19時であるが、6時限目の授業終了後の文献検索は、大学院生の研究室あるいは研究指導教員の研究室から時間を問わず利用可能である。

### (2) 他の大学図書館との協力体制

本法人は、本学のほか、大阪工業大学、広島国際大学を設置している。本大学図書館（寝屋川本館・枚方分館）と、大阪工業大学図書館（大宮本館・枚方分館）、広島国際大学図書館（東広島キャンパス本館・呉キャンパス分館・広島キャンパス分館）は、学園内ネットワークを通じて、同一図書館内システムで情報を共有し、円滑に相互利用が可能となっている。

本学図書館は、平成4年4月から国立情報学研究所（参加当時は学術情報センター）のILLシステム（NACSIS-ILL）に参加し、全国の大学図書館、国立国会図書館、各研究機関等と相互利用を行っている。書誌情報作成についても、NACSIS-CATに参加し、相互利用業務における図書所蔵館検索時のデータ作成に協力している。

また、本学図書館は、私立大学図書館協会に加盟しており、他大学図書館との情報交換等により、新たな情報を得て図書館運営に活かしている。

## ⑧ 既設の学部との関係

看護学研究科看護学専攻（修士課程）は、既設の看護学部看護学科を基礎として設置する。看護学部では、「生命の尊厳と人権の尊重を基盤とした倫理観、心豊かな人間性と看護実践能力を備えた人材を養成し、地域社会における保健・医療・福祉の向上、看護の発展に貢献できる看護職者を養成すること」を教育方針としている。

本研究科では、看護学部の教育研究を柱として、より高度な教育を行い、生命の尊厳と人権の尊重について深く理解し、地域社会において広く活躍でき、看護学の学際的发展に寄与することができる、研究能力を基盤とした実践者、教育者を養成する。

**【別紙資料 1 8】「教育研究の柱となる領域の関係図」参照**

## ⑨ 入学者選抜の概要

### 1. アドミッションポリシー

本研究科に受け入れる学生に求める条件は、つぎの4点である。

- 1) 看護学に関心を持ち、かつ、看護の実践領域、看護教育、看護研究の発展に関心を持つ者
- 2) 科学的・論理的思考ができ、看護学における疑問や課題の解決に向けて研究をすることに強く興味を持つ者
- 3) 将来、看護の実践の場でリーダーとなれる資質を有し、看護学や看護実践の発展に向けて活動する意思を有する者
- 4) 高い倫理観を有し、地域医療や看護に貢献する意思と責任感を有する者

### 2. 入学者選抜の実施計画

本専攻の入学者選抜については、次のとおりとする。

#### (1) 出願資格

保健師・助産師・看護師いずれかの資格を取得（取得見込みを含む）し、次の各項のいずれかに該当する者とする。

- イ. 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者または当該入学年度の前年度末までに卒業見込みの者
- ロ. 独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を取得した者または当該入学年度の前年度末までに取得見込みの者
- ハ. 外国において学校教育における16年の課程を修了した者または当該入学年度の前年度末までに修了見込みの者
- ニ. 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること。その他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- ホ. 文部科学大臣の指定した者
- ヘ. 本大学院において、個別の入学者資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者（看護系短期大学、専修学校、各種学校等を卒業・修了し、3年以上の実務経験を有する者）

#### (2) 入学者選抜の方法

書類審査（調査書〔成績証明書を含む〕）、学力試験、面接試問を総合的に判定し、入学者を選抜する。

- 1) 学力試験（専門科目）は、志望する領域についての知識を判定する。
- 2) 学力試験（英語）は、英語で書かれた看護学に関する論文の理解力を判定する。
- 3) 面接試験は、高い倫理観と医療人としての志向を判定する。



(3) 入学時期及び入学者選抜の実施時期

ア 初年度

- ・ 入学時期：平成28年4月
- ・ 選抜時期：9月及び翌年2月

イ 2年目以降

- ・ 入学時期：4月及び10月
- ・ 4月入学選抜時期：前年度5月、9月
- ・ 10月入学選抜時期：当該年度5月

## ⑩ 管理運営

### 1. 研究科の組織体系と管理運営体制

本大学院は現在、薬学研究科（博士課程）、理工学研究科（博士課程）、国際言語文化研究科（修士課程）、法学研究科（修士課程）、経営情報学研究科（博士後期課程）、経済経営学研究科（修士課程）を設置している。その運営を掌る委員会として、各研究科に共通する重要事項を審議する「大学院委員会」、各研究科の運営にあたる「薬学研究科委員会」「理工学研究科委員会」「国際言語文化研究科委員会」「法学研究科委員会」「経営情報学研究科委員会」「経済経営学研究科委員会」を設置している。今般設置する看護学研究科看護学専攻（修士課程）については新たに設置する「看護学研究科委員会」により運営を行う。

各会議における協議事項、審議事項等は次のとおりである。

### 2. 大学院委員会について

「摂南大学大学院学則」第10条に基づき、大学院の管理運営に関する事項を審議するため、全学組織として「大学院委員会」を設置している。学長が委員会を招集し議長となる。本会議は年6回、定例で開催しており、その組織及び審議事項は次のとおりである。

#### 【組織（大学院委員会規定第2条）】

委員会は、つぎの各号に掲げる者をもって組織する。

- イ 学長
- ロ 副学長
- ハ 研究科長
- ニ 教務部長
- ホ 学生部長
- ヘ 研究科教授 各研究科から1名
- ト 学長室長

#### 【審議事項（大学院委員会規定第3条）】

- イ 研究科の担当教員の資格審査に関すること
- ロ 大学院の運営に関すること
- ハ 学生の入学および課程修了の基本方針に関すること
- ニ 学長の諮問した事項に関すること
- ホ その他大学院の教育研究に関する重要事項

【別紙資料19】「摂南大学大学院委員会規定」参照

### 3. 看護学研究科委員会について

「摂南大学大学院学則」第12条に基づき、研究科に関する重要な事項を審議する組織として、各研究科に「研究科委員会」を設置している。看護学研究科委員会は、看護学研究科長が招集し議長となる。年6回、定例で開催することを予定しており、その組織及び審議事項は次のとおりである。

#### 【組織（看護学研究科委員会規定第2条）】

- イ 看護研究科長
- ロ 看護学研究科指導教授
- ハ その他研究科長が指名した者

#### 【審議事項（看護学研究科委員会規定第3条）】

- イ 看護学研究科の担当教員の資格審査に関する事
- ロ 教育課程および履修方法に関する事
- ハ 学生の入学に関する事
- ニ 試験に関する事
- ホ 課程修了の認定および学位論文審査に関する事
- ヘ 学位の授与に関する事
- ト 学長または研究科長が諮問した事項に関する事
- チ その他看護学研究科の教育研究に関する事

### 4. 事務体制について

看護学研究科は、看護学研究科事務室が研究科内の事務管理を行っており、枚方事務室のほか、学長室、教務部、学生部、入試部、就職部、図書館、情報メディアセンターとも連携して対応する。看護学研究科事務室の担当者は、研究科内における管理運営の庶務（予算執行・管理を含む）のほか、研究科内における会議や関係部署との連絡調整等を行う。

## ⑪ 自己点検・評価

### 1. 実施方法

本学では、教育研究の高度化・活性化と質的向上を図るため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を実施する大学全体の組織として、「摂南大学評価委員会」を設置しており、教育研究の向上に資する全学的な自己点検・評価に努めている。

平成 21 年度には、財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審し、同財団が定める大学評価基準を満たしていると認定された。平成 22 年度以降も毎年自己点検・評価を実施し、その結果を報告書として取りまとめたうえで、大学ホームページに掲載を行っている。

### 2. 実施体制

本学の自己点検・評価は、高度な教育研究を目指した自己点検・評価を実施していくことを目的に、平成 20 年 4 月からは学長が指名した「リエゾンオフィサー」及び学長室企画課で実施計画を策定し、共通部門である庶務課、会計課、教務課などを統括部署として、各学部その他の共通部門が点検・検証を行うシステムとしており、実践的かつ効率的な実施が行える体制の強化を図っている。

また、平成 16 年 4 月から「摂南大学評価委員会」を学長の下に設置し、本学の自己点検・評価及び認証評価機関による第三者評価に関する次の事項を審議している。

#### 【審議事項】

- イ 教育研究活動等の改善および将来計画の策定に関すること
- ロ 評価項目の策定に関すること
- ハ 評価の実施に関すること
- ニ 評価結果の活用に関すること
- ホ 評価に関する報告書の作成および公表に関すること
- ヘ その他評価に関する事項

本委員会は、学長、副学長、学部長、教務部長、学生部長、学長室長、図書館長、情報メディアセンター長、入試部長及び就職部長で構成し、任期は学長、副学長を除き 2 年である。

### 3. 結果の活用・公表

平成 20 年度から継続的に、財団法人日本高等教育評価機構が掲げるすべての基準項目について自己点検・評価を行い、教育のみならず管理運営面も含めた大学全体について点検・検証し、全学横断的な改革へと発展させている。この点検・評価の結果は、毎年自己点検評価書として取りまとめている。

平成 21 年度には、財団法人日本高等教育評価機構の大学機関別認証評価を受審し、公式に社会に対する大学の説明責任を果たすとともに、大学の教育研究に対する質の維持と向上に努めた。平成 22 年度以降も同様、毎年自己点検・評価を行い、評価書の内容をホームページを通じて学外に広く公表し、大学の社会的責務である積極的な情報公開にも努めている。

### 4. 評価項目

本学が平成 26 年度に実施した自己点検・評価の項目は、財団法人日本高等教育評価機構による評価基準に従って実施している。本機構は平成 24 年度から評価基準を変更し、本学の自己点検評価書も同基準に従って再構成を行った。

なお、新基準の 4 項目に加えて、新たに設置する大学独自の基準としては、「国際交流」「社会貢献・連携」の 2 基準を設定し、自己点検・評価を行った。

#### 【平成 26 年度自己点検評価書・目次抜粋】

##### 基準1. 使命・目的等

- 1-1 使命・目的及び教育目的の明確性
- 1-2 使命・目的及び教育目的の適切性
- 1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

##### 基準2. 学修と教授

- 2-1 学生の受入れ
- 2-2 教育課程及び教授方法
- 2-3 学修及び授業の支援
- 2-4 単位認定、卒業・修了認定等
- 2-5 キャリアガイダンス
- 2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック
- 2-7 学生サービス
- 2-8 教員の配置・職能開発等
- 2-9 教育環境の整備

##### 基準3. 経営・管理と財務

- 3-1 経営の規律と誠実性
- 3-2 理事会の機能
- 3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-5 業務執行体制の機能性

3-6 財務基盤と収支

3-7 会計

基準4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-3 自己点検・評価の有効性

基準A. 国際交流

基準B. 社会貢献・連携

## ⑫ 情報の公表

### 1. 情報公表の理念

今日の大学に求められる役割は、人材の養成はもちろんのこと、教育研究活動の成果を広く社会に提供し、社会の発展に寄与することである。本学においても、学術文化や科学技術の振興、産業や地域社会の発展、生涯学習の推進などを通じて社会に貢献していくことは、高等教育機関の重要な使命であると認識している。また、学校教育法には、「教育研究活動の状況を公表するものとする」と規定されている。この理念に基づき、本学では、教育研究活動やその成果を積極的に公表していく。

### 2. 情報公表の現状

本学における主な情報公表の方法は、本学ホームページ上での公表を基本としているが、その他情報を公表する対象者に応じて、紙媒体の発行やシンポジウムを開催するなどつぎのとおり行っている。

#### (1) ホームページの開設

学内外からアクセスが可能なホームページを開設しており、在学生の閲覧はもちろんのこと受験生、卒業生、保護者、企業等の採用担当者、その他一般市民向けにも対応したコンテンツを用意し、最新の情報をリアルタイムに提供している。

なお、次の項目を掲載しているホームページのアドレス等は次のとおりである。

#### ア 大学の教育研究上の目的に関すること

[掲載場所] ホーム > 大学紹介 > 教育の理念・方針・方法

<http://www.setsunan.ac.jp/aboutus/rinen.html>

ホーム > 大学紹介 > 教育研究上の目的と3ポリシー

<http://www.setsunan.ac.jp/aboutus/policy/>

#### イ 教育研究上の基本組織に関すること

[掲載場所] ホーム > 学部・大学院

<http://www.setsunan.ac.jp/gakubu-in/>

#### ウ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

[掲載場所] ホーム > 大学紹介 > 情報の公表 > 所属別教員数

<http://www.setsunan.ac.jp/aboutus/openinfo/kyoin.html>

研究業績検索システム

<http://gyoseki.ofc.setsunan.ac.jp>

#### エ 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等

の状況に関すること

[掲載場所] ホーム > 大学紹介 > アドミッションポリシー

<http://www.setsunan.ac.jp/aboutus/policy.html>

ホーム > 大学紹介 > 情報の公表

<http://www.setsunan.ac.jp/aboutus/openinfo/>

ホーム > 大学紹介 > 学則

<http://www.setsunan.ac.jp/aboutus/gakusoku.html>

ホーム > 就職・キャリア > 就職状況（学部・大学院）

<http://www.setsunan.ac.jp/shushoku/support/joukyou.html>

オ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

カ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する  
こと

[掲載場所] ホーム > 学部・大学院 > 大学院 > 法学研究科 > シラバス

<http://www.setsunan.ac.jp/gakubu-in/daigakuin/hogaku.html>

ホーム > 学部・大学院 > 大学院 > 国際言語文化研究科 > シラバス

<http://www.setsunan.ac.jp/gakubu-in/daigakuin/kokusai.html>

ホーム > 学部・大学院 > 大学院 > 経済経営学研究科 > シラバス

<http://www.setsunan.ac.jp/gakubu-in/daigakuin/keizaikeiei.html>

ホーム > 学部・大学院 > 大学院 > 経営情報学研究科 > シラバス

<http://www.setsunan.ac.jp/gakubu-in/daigakuin/keijo.html>

ホーム > 学部・大学院 > 大学院 > 理工学研究科 > シラバス

<http://www.setsunan.ac.jp/gakubu-in/daigakuin/kogaku.html>

ホーム > 学部・大学院 > 大学院 > 薬学研究科 > シラバス

<http://www.setsunan.ac.jp/gakubu-in/daigakuin/yakugaku.html>

キ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

[掲載場所] ホーム > キャンパスマップ > 寝屋川キャンパス

<http://www.setsunan.ac.jp/aboutus/campusmap/neyagawa>

ホーム > キャンパスマップ > 枚方キャンパス

<http://www.setsunan.ac.jp/aboutus/campusmap/hirakata>

ホーム > 教育施設

<http://www.setsunan.ac.jp/sisetsu/>

ク 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

[掲載場所] ホーム > 学生生活 > 入学金・学費

<http://www.setsunan.ac.jp/gakusei/gakuhi.html>

ケ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

[掲載場所] ホーム > 学部・大学院 > 学習支援センター



<http://www.setsunan.ac.jp/gakubu-in/gakushusien-center/>

ホーム > 学生生活 > 学生相談室 > 寝屋川キャンパス

<http://www.setsunan.ac.jp/gakusei/sodan-neyagawa.html>

ホーム > 学生生活 > 学生相談室 > 枚方キャンパス

<http://www.setsunan.ac.jp/gakusei/sodan-hirakata.html>

- コ その他（教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報、学則等各種規程、設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書、自己点検・評価報告書、認証評価の結果等）

[掲載場所] ホーム > 大学紹介 > 教育研究上の目的と3ポリシー

<http://www.setsunan.ac.jp/aboutus/policy/>

ホーム > 大学紹介 > 学則

<http://www.setsunan.ac.jp/aboutus/gakusoku.html>

ホーム > 大学紹介 > 設置認可・届出関係

<http://www.setsunan.ac.jp/aboutus/secchi.html>

ホーム > 大学紹介 > 自己点検・評価への取り組み

<http://www.setsunan.ac.jp/aboutus/jikotenken.html>

## (2) 大学案内の発行

毎年度、紙媒体である大学案内を発行し、建学の精神、教育の理念・方針・方法、学部・学科及び大学院研究科・専攻の概要、教育研究活動の特色やキャリア形成支援の体制、主な施設・設備、学生のキャンパスライフ、その他のトピックスなど、大学に関する情報を詳細かつ体系的に公表している。また、大学案内のほか、本学の学部への入学希望者を主たる対象として、入試ガイド、入試問題集などの刊行物を発行し、入学試験要項、前年度入学試験結果、進学相談会開催案内、入学手続案内など、入学のために必要な情報を逐次公表している。

なお、これらの情報のうち大部分は、本学ホームページにも掲載している。

## (3) 研究業績等データベースの公表

本学の全所属教員（兼任を除く）の出身大学、学位、担当授業科目、研究分野、研究業績、社会的貢献等を体系的に整備した研究業績等データベースを整備し、平成23年度からホームページ上で公表している。

## (4) 研究シーズ集、紀要の発行、学術機関リポジトリの設置

理系学部である理工学部と薬学部では、当該学部の教員の専門分野と研究テーマ、対応可能な研究会、研修会、技術相談、共同研究などを網羅した研究シーズ集を発行し、研究成果を広く学内外に公開するとともに、産官学連携の一層の強化に努めている。また、平成21年3月には工学部（現 理工学部）と薬学部を含む全学部教員の地域連携及び産学連携に関するこれまでの実績や将来の可能性（シーズ）を掲載した「地

域連携・産学連携のための研究者紹介」を発行した。

文系学部である外国語学部、経営学部及び法学部では、当該学部の教員の研究成果をまとめた紀要を年2回発行し、国立国会図書館をはじめ全国の大学・図書館・研究所等に配布している。

看護学部では紀要として、「摂南大学看護学研究」を平成25年から毎年発行し、教員の研究論文を掲載している。

また、平成26年2月からは摂南大学学術機関リポジトリを設置し、本学で創造される研究・教育成果（博士学位論文、紀要など）を電子的な学術情報として保存・公開を行っている。

#### **(5) 広報誌の発行**

本法人の広報誌である「FLOW」を、年4回（5月、8月、11月、2月）発行している。同誌には、本法人の将来計画、財務状況、設置各大学教員の教育研究活動の状況、その他教育研究全般にわたる幅広い情報を掲載している。本誌は、官公庁をはじめ、マスコミ各社、全国の主要大学等、広く関係各方面に送付するほか、5月発行分は在学生の保護者に、8月発行分は卒業生にもそれぞれ送付し、本学の現状を伝えている。また、大学の広報誌として「さやけき」を年2回、「摂大キャンパス」を年4回それぞれ発行し、学部・学科の教育研究活動の状況、学生の課外活動、キャンパスのトピックスや就職支援体制の状況を分かりやすい内容で公表している。これらの広報誌は、本学ホームページにも掲載している。

#### **(6) シンポジウム・フォーラム・公開講座等の開催**

本学では、地域に開かれた大学、地域に貢献する大学を目指すため、教員の多様な研究領域を活かして、公開講座、セミナーなどの一般市民向けの各種行事を開催しており、日頃の研究成果を一般市民に公表している。今後も定期的に開催することにより、社会に対しての情報発信に努める。

#### **(7) 地域連携センターの設置**

本学では、地域連携の窓口として「摂南大学地域連携センター」を設置し、地域住民、地方公共団体、地元各種団体からの要望に基づき、セミナー等のさまざまな行事を開催するなど本学の教育研究成果と人的資源を地域に還元することで地域貢献を果たしている。一般市民対象の各種行事は、本法人広報室と連携して、マスメディアや地元メディアにリリースするほか、近隣の寝屋川市、枚方市、交野市、茨木市や京都府八幡市とも連携し、各市の広報誌に掲載するなどの情報発信を行っている。

#### **(8) 学生への成績評価情報の公表**

学生に対する成績評価基準を、毎年度シラバスによって学生に周知している。今般設置する本研究科においても同様に提示し、学生の資質向上に資するための情報公表を積極的に進めていく。

### 3. 今後の計画

平成23年4月から施行された改正学校教育法施行規則に定める公表すべき教育研究活動等の状況についての情報はもちろんのこと、本学の社会貢献活動や自己点検・評価結果などについても、ホームページなどの媒体を活用して、在学生、教職員はもとより、社会に対して随時情報を公表すべく整備している。

また、今般設置する本研究科の設置認可申請書についても、今後ホームページに掲載する予定である。

### ⑬ 教育内容等の改善のための組織的な研修

#### 1. F D活動への取組み

本学では平成14年度に、本学教員の教活動の質的向上・能力開発（F D）に関して恒常的に検討を行い、学部・大学院の授業内容と授業方法の改善を図ることを目的に、全学組織として「摂南大学F D委員会」を設置、学長の諮問・指示に応じて各学部・研究科と連絡調整するとともに、同じく全学組織である教務委員会と連携を図りながらF D活動を進めている。

#### 2. 看護学部・大学院看護学研究科でのF D活動の取組み

看護学部では、学部内に「自己点検評価・F D委員会」を設置し、全学のF D委員会と連携しながら、F D活動を展開している。具体的には、平成24年度から年1回、所属教員を対象にティーチング・ポートフォリオ作成にかかるワークショップを継続的に開催しており、自らのティーチング・ポートフォリオの作成を通じて、教育活動を言語化し自己省察を行うことで教育の質の向上に努めている。また毎年、授業公開を2週間程度にわたり実施しているほか、平成26年度には「ループリックの作成と運用」をテーマに勉強会を開催した。

なお、看護学研究科の設置後は、前述の「自己点検評価・F D委員会」において、当該研究科を含めたF D活動を展開していく計画である。

【別紙資料20】「摂南大学F D委員会規定」参照

以上